



令和2年7月28日

会員各位

茨城県医師会事務局

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の交付について

標記につきまして、下記のとおり茨城県保健福祉部関係課より周知依頼がございましたので、遺漏なきようご対応の程よろしくお願い致します。

令和2年7月28日

関係各位

茨城県保健福祉部厚生総務課
茨城県保健福祉部医療局医療人材課

医療機関・薬局等への〔支援金〕及び医療従事者等への〔慰労金〕について

○現在、申請の受付に向けて準備中です。

○茨城県議会7月臨時会（7月29日）での補正予算の議決後、申請の受付を開始する予定ですので、しばらくお待ちください。

1 医療機関・薬局等への支援金について

補助額	次の額を上限として実費を補助します。 ・病院 200万円+5万円×病床数 ・有床診療所(医科, 歯科) 200万円 ・無床診療所(医科, 歯科) 100万円 ・薬局, 訪問看護ステーション, 助産所 70万円
対象経費	新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用 (補助率 10/10)

※ 救急, 周産期, 小児医療機関に係る支援金との重複支給はできません。

2 医療従事者等への慰労金について

給付対象		給付金額
県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員	実際に, 新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合	1人20万円
	上記以外の場合	1人10万円
その他病院, 診療所, 訪問看護ステーション, 助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員		1人5万円

※令和2年2月11日から令和2年6月30日までに, 医療機関等で10日以上勤務した方が対象です。

※給付対象等の詳細については, 下記ホームページの申請マニュアルを確認ください。

3 申請先・申請方法

○申請先

茨城県国民健康保険団体連合会を予定していますが, 現在, 準備中です。

○申請方法 次の方法を予定していますが, 現在, 準備中です。

原則として, 医療機関等は, 診療報酬の請求事務で使用しているオンライン請求システムにより, 申請を行うこととなります。

オンライン請求システムを導入していない医療機関等においては, Webでの申請や, 紙・電子媒体の郵送等により申請を行うこととなります。

※オンライン請求・Web申請は, システム上, 毎月1日から14日までの間, 受付できません。(受付は, 毎月15日から月末までとなります。)

※補助金の支払時期について

補助金の支払いは, 申請を受付けた月の翌月末頃の支払いとなります。(例) 7月末迄に申請→8月末振込予定

○茨城県ホームページアドレス

医療機関・薬局等への支援金 (茨城県・厚生総務課ホームページ)

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/koso/index.html>

医療従事者等への慰労金 (茨城県・医療人材課ホームページ)

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/jinzai/ishikakuho/iroukin.html>

【お問い合わせ先】

支援金: 茨城県 厚生総務課(管理・医療大学グループ) 電話029-301-3129

慰労金: 茨城県 医療人材課 FAX 029-301-3194

*慰労金については, 当面の間, FAXでの対応とさせていただきます。